

# グローバル・リスク・ウォッチ Vol.34

## 2018年は「金融政策の年」となるか 他

=====

《index》

1. 2018年は「金融政策の年」となるか(大山)
  2. Pillar2強化に向けて(勝藤)
  3. イールドカーブのフラット化と景気後退(熊谷)
  4. 講演最新情報(2018年1月時点)
- =====

### 2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

#### Pillar2強化に向けて

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 勝藤史郎

国際金融規制の重点は「第1の柱」から「第2の柱」に移行していくと思われま。昨年末にバーゼルⅢ改革が最終化され、第1の柱による国際統一基準の所要自己資本規制が固まりました。一方で、金融機関のリスク管理領域は、従来型のリスクカテゴリー(信用リスク・マーケットリスク・オペレーショナルリスクの3分野)以外の領域に拡大しています。

各金融機関は内部自己資本充実度評価(ICAAP)の高度化によりこれらのリスクに対処しています。例えば、銀行勘定の金利リスク(IRBB)はバーゼル国際統一基準の第1の柱の対象となっておらず、バーゼル規制第1の柱の枠組みでは補足されていません。金融機関の多くはIRBBをバリュアットリスク(VaR)やネット資金収益変化額(ΔNII)などの手法で計測し、これをバーゼル第1の柱の所要自己資本に対する自己資本の余裕額の中におさめるような内部管理を実施しています。株式の価格変動リスクも同様です。バーゼル第1の柱では、株式保有リスクは信用リスクの一種と捉えられており、貸出などと同じくデフォルト確率(PD)やデフォルト時損失率(LGD)に基づく予想損失額をリスクアセットとして計上しています。しかしながら、実際の株式保有リスクは発行体倒産リスクよりもその価格変動に伴うリスクの方が大きいため、邦銀の多くでは、政策投資株などの株式価格変動リスク自己資本余裕額に収めるリスク管理を行っています。

英国・欧州では、「第2の柱(Pillar2)」に基づく自己資本賦課の仕組みが強化される方向にあります。英国健全性監督機構(PRA)は従前より、Pillar2A、Pillar2Bという2段構えの枠組みで、監督対象の金融機関に対して第2の柱の所要自己資本を維持することを要求しています。これは、バーゼル規制を基にしたEU資本要件規則で十分に捉えられていないリスクを所要自己資本に反映するための所要資本に対する追加資本賦課です。主にPRAは、バーゼル国際統一基準の手法によるリスク量が過少と考えられるリスク(オペレーショナルリスクの標準法など)につき、Pillar2での追加資本を要求し

ています。従前は英国の Pillar2 監督は、PRA による独自の監督手法との位置づけでしたが、2018 年 1 月よりこれが同国の金融サービス市場法を根拠とする法的要件に格上げされています。欧州では、欧州銀行監督機構(EBA)が、2017 年 4 月に「Pillar2 を強化するためのロードマップ」を公表、同年 10 月には Pillar2 枠組みを強化するための市中協議文書を公表しました。ここでは、欧州全域を対象とした銀行ストレステストの結果が、EU 域内各国監督当局の Pillar2 資本賦課のガイダンス(P2G)となることが提言されています。

第 1 の柱では補足されないリスクは定量化できるものだけではありません。コンダクトリスクやレピュテーションリスクなど、定量的リスク計測が困難なリスク、また北朝鮮問題や首都直下型地震などのイベントドリブンシナリオで表わされるリスクも第 1 の柱以外での補足が必要です。かかるリスクに対する自己資本充実度を評価するには、定量的なリスク計測手法の確立をまず、ストレスシナリオを策定してその影響度を見積もることが有効です。おりしも欧州では、上記の通りストレステストを Pillar2 所要自己資本賦課の基準として用いることを EU 共通ルールとして導入する予定です。米国では既に、当局が実施する共通ストレステスト(CCAR、DFAST)が国内金融機関の自己資本規制の基となっています。バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は昨年 12 月に公表した「ストレステストのプラクティスの多様性」と題する報告書において、各国監督当局の共通ストレステスト規制を比較分析しています。BCBS の本報告書は、各国監督当局が今後も共通ストレステストを高度化していく契機となりそうです。

本邦においては、監督当局が実施するストレステストの重要性は他国に比べて相対的には低いと言わざるを得ません。しかしながら本邦金融機関は、自らのリスク計測の高度化による自己資本充実度維持のために、内部管理手法としての ICAAP または内部ストレステストを高度化していくことが望まれます。サブプライムローンを発端とする金融危機に始まった米国の直近の景気後退は 2007 年に始まりました。最後の景気後退から既に 10 年を経過した現在では、規制に頼らないフォワードルッキングなリスク管理の強化により、次の景気転換に備える必要があるでしょう。

#### [Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家に相談ください。

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.